

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 14 | 国民年金事務に関する基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三田市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県三田市長

公表日

令和7年3月3日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|--|
| ①事務の名称 | 国民年金に関する事務 |
| ②事務の概要 | 国民年金法に基づき、法定受託事務である国民年金第1号被保険者に係る各種申請・届出・請求等の事務を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ○国民年金第1号被保険者の資格取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する事務 ○任意加入(高齢任意加入を含む)及び資格喪失に関する事務 ○任意脱退の承認申請書の受理に関する事務 ○基礎年金番号通知書の再交付申請に関する事務 ○保険料の免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請に関する事務 ○付加保険料納付・辞退の申出に関する事務 ○第1号被保険者期間のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に関する事務 ○第1号被保険者、受給権者の死亡に関する事務 |
| ③システムの名称 | 1. 国民年金システム 2. 宛名(行政基本)システム 3. 個人住民税システム 4. 団体内統合利用番号連携システム 5. 中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国民年金情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第46の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 三田市 市民生活部 市民課 |
| ②所属長の役職名 | 三田市 市民生活部 市民課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 総務部 総務課 079-559-5031 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 三田市 市民生活部 市民課 079-559-5067 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年1月31日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年1月31日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲で閲覧等が可能となるよう、アクセスの制限を行っている。また、登録等に使用する宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当外の業務に関する特定個人情報を紐付けすることはない。これらの対策により目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクの対策を講じていることから「十分である」と考えられる。 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 | [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 業務システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証で限定しており、アクセスを必要とする職員は年度ごとに住民情報等システム利用者の登録を更新することで、アクセス権限の適正な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に確認することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|-------------------------------|
| 平成31年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 三田市 まちづくり部 市民課 | 三田市 地域創生部 市民協働室 市民課 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。 |
| 平成31年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 三田市 まちづくり部 市民課長 脇田 実夫 | 三田市 地域創生部 市民協働室 市民課長 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。 |
| 平成31年4月1日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 総務部 総務課 079-559-5031 | 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 経営管理部 行政管理室 総務課 079-559-5031 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。 |
| 平成31年4月1日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 三田市 まちづくり部 市民課 079-559-5044 | 三田市 地域創生部 市民協働室 市民課 079-559-5067 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。 |
| 平成31年4月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年8月31日 時点 | 平成31年2月28日 時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。 |
| 平成31年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年8月31日 時点 | 平成31年2月28日 時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。 |
| 平成31年4月1日 | IV リスク対策 | — | 項目の追加 | 事後 | 様式変更による見直し。 |
| 令和2年9月10日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年2月28日 時点 | 令和2年7月31日 時点 | 事後 | 再評価実施に伴う修正 |
| 令和2年9月10日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年2月28日 時点 | 令和2年7月31日 時点 | 事後 | 再評価実施に伴う修正 |
| 令和6年4月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | ○年金手帳の再交付申請に関する事務 | ○基礎年金番号通知書の再交付申請に関する事務 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。 |
| 令和6年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 三田市 地域創生部 市民協働室 市民課 | 三田市 市民生活部 市民課 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。 |
| 令和6年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 三田市 地域創生部 市民協働室 市民課長 | 三田市 市民生活部 市民課長 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。 |
| 令和6年4月1日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 三田市 経営管理部 行政管理室 総務課 | 三田市 総務部 総務課 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。 |
| 令和6年4月1日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 三田市 地域創生部 市民協働室 市民課 | 三田市 市民生活部 市民課 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。 |
| 令和6年4月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年7月31日 時点 | 令和5年7月31日 時点 | 事後 | 再評価実施に伴う修正 |
| 令和6年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年7月31日 時点 | 令和5年7月31日 時点 | 事後 | 再評価実施に伴う修正 |
| 令和7年2月28日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項 別表第一の31の項 | 番号法第9条第1項 別表第46の項 | 事後 | 番号法の改正に伴う変更 |
| 令和7年2月28日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和5年7月31日 時点 | 令和7年1月31日 時点 | 事後 | 再評価実施に伴う修正 |
| 令和7年2月28日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和5年7月31日 時点 | 令和7年1月31日 時点 | 事後 | 再評価実施に伴う修正 |
| 令和7年2月28日 | IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 | — | 項目の追加 | 事後 | 様式変更による見直し。 |
| 令和7年2月28日 | IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | — | 項目の追加 | 事後 | 様式変更による見直し。 |